

藤沢市情報公開条例第10条の規定による公開請求について

- 1 公開請求に係る情報の内容
藤沢小学校施設災害井戸(深井戸)保守点検業務報告書一式
- 2 公開請求に係る情報の概要
藤沢小学校施設災害井戸(深井戸)保守点検業務報告書一式
- 3 請求者
市内の個人
- 4 公開請求に対する諾否の決定
一部承諾
- 5 公開の方法
写しの交付

参 考

藤沢市情報公開条例 抜粋

(情報の公開を請求する権利)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が管理する情報の公開の請求(以下「公開請求」という。)をすることができる。

(行政文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該公開請求に係る行政文書を公開しなければならない。

- ・ 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、

特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

.....以下省略.....

(公開請求の手續)

第10条 公開請求をしようとするものは，当該公開請求に係る行政文書を管理している実施機関に対し，次の各号のいずれかの方法によりこれを行わなければならない。

・ 次項に規定する事項を記載した書面(第3項において「請求書」という。)を提出する方法

.....途中省略.....

2 前項第1号の規定により記載し，又は同項第2号の規定により送信しなければならない事項は，次のとおりとする。

- ・ 公開請求をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- ・ 公開請求に係る行政文書の内容

.....以下省略.....

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は，公開請求があったときは，当該公開請求があった日から起算して15日以内に，当該公開請求に対する諾否の決定(以下「諾否決定」という。)を行わなければならない。

.....以下省略.....